

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	沼津市介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沼津市長

## 公表日

令和7年12月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務を行う。 特定個人情報ファイルは、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い以下の事務で取り扱う。 1 介護保険資格に関する事務 2 介護保険料の賦課徴収に関する事務 3 介護保険の認定に関する事務 4 介護保険の給付に関する事務
③システムの名称	介護保険システム・介護認定審査会システム・中間サーバ・統合宛名システム・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 沼津市役所 介護保険課 電話055-934-4836
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からのマイナンバーを取得する際の本人確認を徹底している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において、システムへのアクセスが可能な職員に対し、ログインIDとパスワードによる認証によって限定をしている。アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月19日	I 1. ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務                      具体的には、以下の事務となる。                      ・被保険者に係る届出の受理                      ・届出に係る事実についての審査                      ・届出に対する応答に関する事務</p> <p>○介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務                      具体的には、以下の事務となる。                      ・被保険者証に関する事務                      ・認定証に関する事務</p> <p>○介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給に関する事務                      具体的には、以下の事務となる。                      ・介護給付の支給に関する事務                      ・予防給付の支給に関する事務                      ・市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>○要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>介護保険法に基づく被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務を行う。                      特定個人情報ファイルは、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い以下の事務で取り扱う。                      1 介護保険資格に関する事務                      2 介護保険料の賦課徴収に関する事務                      3 介護保険の認定に関する事務                      4 介護保険の給付に関する事務</p>	事後	
令和7年12月19日	I 1. ③システムの名称	<p>介護保険システム・介護認定審査会システム・中間サーバ・統合宛名システム</p>	<p>介護保険システム・介護認定審査会システム・中間サーバ・統合宛名システム・電子申請システム</p>	事後	
	I 3. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)                      ・第9条第1項 別表第一の68項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)                      ・第50条</p>	<p>番号法第9条第1項及び別表100の項</p>	事後	
令和7年12月19日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)                      ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、96、117の項                      (情報提供の根拠)                      (別表第二における情報照会の根拠)                      ・93、94の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)                      ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第49条、第53条                      (別表第二における情報照会の根拠)                      ・第46条、第47条</p>	<p>(情報提供の根拠)                      番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表                      2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,                      128,132,144,161の項                      (情報照会の根拠)                      番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表                      131,132の項</p>	事後	
令和7年12月19日	II 1. しきい値判断項目対象人数	<p>令和2年7月1日時点</p>	<p>令和7年10月31日時点</p>	事後	